

愛媛県総合科学博物館資料特別利用料減免に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛媛県総合科学博物館管理規則（以下「規則」という。）第6条及び愛媛県総合科学博物館処務規程第5条の規定に基づき、愛媛県総合科学博物館（以下「博物館」という。）の博物館資料の特別利用料の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(承認基準)

第2条 規則第6条第1項第1号に基づき、愛媛県総合科学博物館長（以下「館長」という。）が特別利用料を免除する者は、次のとおりとする。

- (1) 学術刊行物への掲載のため特別利用をするもの
- (2) 教科書（教科書の発行に関する臨時措置法第2条に規定する教科書をいう。）への掲載のため特別利用をするもの
- (3) 博物館等（博物館法第2条に規定する博物館及び第29条に規定する博物館相当施設）における事業のため特別利用をするもの

2 規則第6条第2項に基づき、館長が特別利用料を免除又はその一部を減額する者は、次のとおりとし、減免の額は、その都度館長が定める。

- (1) 愛媛県及び愛媛県教育委員会が協力する事業に用いるため特別利用をするもの
- (2) 博物館類似施設（博物館と同種の事業を行う施設）での事業に用いるため特別利用をするもの
- (3) その他必要と認めるもの

(減免手続)

第3条 館長は、特別利用料の減免が適当と認めたときは、特別利用料の減免を決定するものとする。

(減免の取消)

第4条 館長は、次のいずれかに該当する場合は、減免を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請により承認を受けたとき
- (2) 第2条の承認基準に該当しなくなったとき
- (3) その他、承認することが不適当となったとき

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。